

# 財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）が保有する個人情報についてサービスセンター個人情報保護方針に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報の取得等 個人情報の取得、保管及び利用をいう。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### (サービスセンターの責務)

第3条 サービスセンターは、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

## 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

### (取得等の範囲)

第4条 サービスセンターは、個人情報の取得等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲で行わなければならない。

2 サービスセンターは、次に掲げる個人情報の取得等をしてはならない。ただし、サービスセンターの事務又は事業の目的を達成するためこれらの個人情報取得することが特に必要であると認められるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

### (取得方法の制限)

第5条 サービスセンターは、個人情報を取得するときは、利用目的をできる限り特定し、本人から直接取得しなければならない。

2 サービスセンターは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、サービスセンターは、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を取得することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると認められるとき。